

第8回（平成28年5月20日）

○松元総務課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席となっております。

会議の進行につきましては、堀部委員長にお願い申し上げます。

○堀部委員長 ただいまから、第8回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は5つです。

議題1「日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の概要説明について」です。まず、松元総務課長から説明をお願いします。

○松元総務課長 番号法等により、日本私立学校振興・共済事業団、以下、単に事業団と言いますが、事業団が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

事業団が実施する「短期給付に関する事務」につきましては、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第27条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、平成28年5月17日付け私事企第1018号にて、事業団から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。

評価書の内容について、議事運営規程第8条の規定に基づき、事業団、文部科学省の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものでございます。

○堀部委員長 ただいま総務課長から説明がありましたとおり、日本私立学校振興・共済事業団、文部科学省の職員に会議に出席いただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○堀部委員長 ありがとうございます。それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、日本私立学校振興・共済事業団から説明をお願いします。よろしく申し上げます。

○日本私立学校振興・共済事業団 それでは、日本私立学校振興・共済事業団における短期給付業務等に関する事務の全項目評価書について御説明いたします。

初めに、3ページをお開きいただきたいと思います。「I 基本情報」をご覧くださいと思います。

「②事務の内容」のうち「3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」につきましては、「（1）学校法人等及び加入者等の適用事務」、「（2）短期給付事務」及び「（3）記録照会、短期給付相談事務」の3つがございます。

「（1）学校法人等及び加入者等の適用事務」につきましては、学校法人等から提出される加入者の資格取得報告書等により、個人番号の報告を受けまして、報告書等の審査を行い、生涯共済番号と個人番号を紐付け、短期給付ファイルに登録いたします。

「（2）短期給付事務」につきましては、加入者等からの申請に基づきまして、本事業団で審査を行う際に個人番号を利用して情報提供ネットワークシステムから医療保険者情

報や地方税情報等入手いたしまして、受給要件の審査を行い、給付を決定いたします。

「(3) 記録照会、短期給付相談事務」につきましては、個人番号による加入者等からの照会や相談に対しまして、加入者記録や標準報酬月額記録、これらについて情報照会、また、短期給付の申請等の相談について回答等を行うものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」でございます。こちらは4ページの適用徴収システム、5ページの短期給付システム、6ページの個人番号管理システム、中間サーバの4つのシステムがございます。

ただいま御説明いたしました事務の流れ、システムの構成につきまして、どのように関連付けられているかを8ページに図で示しております。そちらをご覧いただきたいと思います。

図の上段に赤い破線で示した部分がございますけれども、その中に個人番号を収録する個人番号管理ファイル、生涯共済番号を連携キーとして紐付けております資格関係ファイルと短期給付関係ファイルがございます。これらのファイルを1つの特定個人情報ファイル、短期給付ファイルとしております。さらに、図の左側に個人番号管理システムというものがございます。こちらでは住基サーバを介してJ-LISと、また、社会保険診療報酬支払基金の中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムと、それぞれ情報連携を図る仕組みとなっております。

続いて、事務の流れを簡単に御説明いたします。図の左上に2-①と記載されている箇所があるかと思えます。こちらで学校法人等から提出されました資格取得報告書等により報告された個人番号を適用徴収システムで処理いたしまして、加入者番号、生涯共済番号と紐付けまして資格関係ファイルに登録しております。

また、図の左の3-①と記載されている箇所でございますけれども、短期給付金の申請につきましては、加入者は給付金の申請書等に必要事項を記入いたしまして、学校法人等を経由して事業団に提出してまいります。事業団は給付金申請書等の審査を行い、必要に応じて3-②、中ほどに記載がありますけれども、情報照会の流れのとおり社会保険診療報酬支払基金に情報照会を行いまして、支払基金が情報提供ネットワークシステムを通じて地方税情報等を照会し、その結果を短期給付業務システムで処理いたしまして、短期給付関係ファイルに登録しております。

これらの個人番号を含めた事務処理を行う上でのリスク対策を記載しております。30ページをお開きいただきたいと思います。「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」に記載しておりますので、その一部を御説明いたします。

32ページ、「3. 特定個人情報の使用」をご覧いただきたいと思います。

ユーザー認証の管理といたしまして、全ての端末において、ログイン時には物理認証装置、これは端末にキーを挿入しないと利用できないような仕組みとなっております。これを事業団では利用してございまして、更にID、パスワードによる認証も実施しております。

また、業務システムのログインの際には、端末ログインとは別のユーザー認証を実施しております。これは職務の利用権限によって業務システムの利用範囲や機能を系統的に制限するという仕組みになっております。

次に、41ページをお開きいただきたいと思います。「7. 特定個人情報の保管・消去」をご覧ください。

「⑤物理的対策」の情報漏えいのリスク対策といたしまして、マシン室はサーバの設置場所等も含む場所でございますけれども、こちらの入退室につきましては、入退室管理システムによりチェックを行っております。また、特定個人情報はホストコンピュータで管理しておりますので、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードすることはできない仕組みとなっております。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思います。こちらでは「⑥技術的対策」の中の「不正アクセス対策」をご覧くださいと思います。

端末につきましてはシンクライアント、つまりデータはサーバ室に保持しているため、操作端末でのデータ保持又はデータの持出しは不可能な仕組みとなっておりますけれども、このシンクライアントを事業団では導入しております。また、外部からの不正アクセスを防止するため、インターネット端末と業務システム利用端末とはネットワークを切り離しております。

以上、簡単ですが、御説明とさせていただきます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

1点質問がございます。よろしいでしょうか。

個人番号の保管期間に関して、ガイドラインでも「それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。」と定められております。評価書でいうと28ページに記述されていることではありますけれども、個人番号の保管期間の考え方及び消去方法について御説明を願えればと思います。よろしくお願いたします。

○日本私立学校振興・共済事業団 御指摘のとおり、28ページの6. ②の保管期間に記載しておりますけれども、適用記録は、加入者等の資格を取得したときから加入者が資格を喪失するまでの記録となります。年金額等を事業団の場合は算定する必要がございますので、その必要な標準報酬等の記録等もこの中には含まれております。この適用記録につきましては遺族年金等の支給が、仮に年金受給者が亡くなった場合はその後、御遺族が適用されて遺族共済年金として受給をするといった制度がございますので、本人がお亡くなりになった後の給付も含めまして、長期にわたって記録を管理する必要があるということが

前提でございます。記録の保管期間を定めず恒久的に保管をするという仕組みとしております。ただし、個人番号につきましては遺族年金等の受給者の死亡確認後に、おおむね10年経過後にシステム処理において消去するという仕組みを考えております。

以上でございます。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

○丹野委員 はい。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 まず、特定個人情報ファイルのアクセスの関係なのですが、8ページの図で先ほどもこれを中心に御説明いただいたと思うのですが、貴事業団では、今回の短期給付に関する事務のほか、公的年金業務も行われていて、いずれの業務でも個人番号管理ファイルと、資格関係ファイルを使うというお話だと伺いました。

そうしますと、それぞれの共通ファイルと個々のファイル、また業務間の関係、こういうところでアクセスコントロールというものをしっかりとやらないと問題になりますので、その辺をもう少し詳しく説明していただけるとありがたいのですが。

○日本私立学校振興・共済事業団 ただいま8ページの図について追加の御質問を頂きましたけれども、8ページの図の下に注意書きがございまして、※2として記載しておりますとおり、それぞれの担当業務の対象業務の範囲でしかアクセスできないような制御をかけております。こちらを見ますと、「個人番号管理ファイルと資格ファイルが公的年金業務と短期給付業務の共有システムファイルであるが、それぞれの業務の対象しかアクセスできないように制御している。」という記載となっております。

具体的には、34ページの「リスク4：不正に複製されるリスク」に記載しておりますけれども、端末、業務システム、サーバへのログイン時にユーザー認証を行っているほか、先ほども申し上げましたが、職務の利用権限によりまして業務システムの利用できる機能を系統的に制御する。このような仕組みとさせていただいております。

以上でございます。

○手塚委員 分かりました。では、うまくコントロールしているということですね。

○日本私立学校振興・共済事業団 はい。

○堀部委員長 よろしいですか。

○手塚委員 はい。承知しました。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございました。

私からは、職員に対する教育についてお伺いしたいと思っております。このシステムを運用するに当たってとても重要なことだと思いますので、既に公的年金業務で個人番号の取扱いを開始されていると思うのですが、44ページに少し内容についての記載があるのですが、これまでどのような教育を行ってきたのかということと、これから加えていくよう

な教育体系がありましたら御説明いただければと思います。

○日本私立学校振興・共済事業団 承知しました。

今、御指摘いただきました44ページのⅣの2になりますけれども、本事業団の個人情報管理規程に基づきまして、アルバイト、パート、派遣職員を含めた全職員を対象にいたしまして年1回以上、セキュリティの研修とセキュリティの自己点検を実施しております。

セキュリティ研修につきましては、平成27年度の実績になりますけれども、全部で8回開催しております、延べ538名が参加しております。また、特定個人情報を取り扱うことにつきましては、個人情報管理規程の一部を改正いたしまして、個人番号の取扱い、特定個人情報ファイルの取扱いという事項についても、改めて全職員を対象に個人番号の保護に関する研修も27年度に実施しております。こちらの研修につきましては、全部で5回開催しております、延べ人数424名が参加しております。

さらに、個人番号を取り扱う部署の職員を直接、教育指導するという事で、個人番号の取扱いに係る安全管理措置につきましても研修を実施しております。こちらは全部で27年度に4回開催いたしまして、延べ73名が参加しているという状況でございます。

今後の研修の実施予定ということでございますけれども、29年1月から加入者の個人番号の収集を行うということがございます。年内には担当部署の職員を対象とした研修をもう一度繰り返して行いたいと考えております。また、情報提供ネットワークシステムを利用して実際に業務を開始する時点で改めて研修を繰り返し行っていく。そのような考えでございます。

以上でございます。

○堀部委員長 よろしいでしょうか。

○宮井委員 新たな業務が追加になって、更に研修を加えていくという理解でよろしいですか。

○日本私立学校振興・共済事業団 はい。そうです。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

それでは、私から質問というよりも要望ですけれども、事前に出していただきました全項目評価書につきまして3名の委員から、今、質問をしていただきました。これらに表れていますように、特に30ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」以下に具体的に述べられているリスク対策が確実に実施されるように是非お願いしたいと思いますし、そのためには、ただいま宮井委員からも質問のありました44ページの従業者に対する教育、研修は非常に重要ですので、これも是非徹底して進めたいと思います。

○日本私立学校振興・共済事業団 承知いたしました。

○堀部委員長 他に関連してございますでしょうか。

それでは、今日の説明、質疑応答を踏まえまして、評価書につきましては審査の手続きを進めていくこととしたいと思います。御出席いただきましたことにつきまして、また、御

説明いただきまして御礼申し上げます。ここで退席していただきたいと思います。

(日本私立学校振興・共済事業団・文部科学省の職員退室)

○堀部委員長 次に、議題2「東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書について」、松元総務課長と事務局から説明をお願いします。

○松元総務課長 「東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書」につきましては、4月22日に開催されました第6回の委員会において、東京薬業健康保険組合、厚生労働省の職員に御出席いただき、概要を御説明いただいたところでございます。

本日は、この事務の全項目評価書につきまして、承認をするかどうかを審査していただくものでございます。

資料2でございますが、評価指針に定める審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項等につきまして、その適合性、妥当性について事務局で精査しておりますので、その結果につきまして詳細の御説明を申し上げます。

○堀部委員長 それでは、説明をお願いします。

○事務局 資料2に基づきまして審査表の説明をさせていただきます。

まず、1ページをおめくりください。目次に全体的な構成が書かれておりまして、まず1つ目の○は「全体的な事項」となっておりまして、こちらはしきい値判断に誤りはないか、適切な実施主体が実施しているか、また、パブコメ等が適切かというような項目が記載されております。

次の○ですけれども「健康保険基幹情報ファイル」という項目になります。これは評価実施機関の特定個人情報ファイルにつきまして、ファイルの概要、リスク対策が具体的に記載されているかという項目になります。こちらにつきまして審査しましたところ、問題は認められなかったということになります。

次の○で「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」についてですが、こちらは審査表の15ページをおめくりいただきたいと思います。評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策として2点挙げております。主な考慮事項(細目)をご覧ください。

まず、1点目です。74番としまして、特定個人情報の入手については、本人から入手する場合と加入事業所から入手する場合がございますけれども、それぞれにおける入手方法やリスク対策が具体的に記載されているかについてです。

審査結果としましては、問題は認められないとしております。

所見としましては、こちらに①本人から、②加入事業者からと場合分けして書いておりますけれども、まず①本人から個人番号を入手する場合、郵送による入手には書留等を用い、誤送付がないよう送付先を印字した様式を利用すること、②としまして、加入事業所から個人番号を入手する場合、電子記録媒体による入手には暗号規約や標準フォーマット等が定められた仕様に基づきパスワード設定、暗号化を行い、施錠可能なケースに収納して搬送すること等が具体的に記載されておりました。

さらに、特定個人情報が記載された書類は速やかに保管庫に施錠保管すること、電子記

録媒体は磁気媒体管理簿で管理しまして、基幹システムに登録後、シュレッターで粉碎、破棄すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護の目的に照らし妥当なものであるとしております。

次に、2点目にまいります。こちらも主な考慮事項（細目）をご覧ください。75番になります。

多数の加入事業所から特定個人情報を入手する予定ですが、そのリスク対策は具体的に記載されているか。また、記載された対策は特定個人情報保護の目的に照らし、妥当なものかについてです。

審査結果は、こちらも問題は認められないとしております。

所見としましては、加入事業所から特定個人情報を入手する際、加入事業所に対し、①機関誌や組合ウェブ等で個人番号の提出が必要な加入者の要件を明示・周知すること、②個人番号の収集が必要な加入者と必要がない加入者を明示した収集要領を通知すること、③個人番号の記載が必要な帳票の種類、様式、記載説明を通知すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護の目的に照らし妥当なものであるとしております。

ページをおめぐりいただきまして、16ページをご覧ください。こちらは総評と審査記載事項を記載しているページになります。

総評は3点記載しております。

まず（1）としまして適用、給付及び徴収関係事務においては、健康保険組合事務基幹システムを使用しまして、特定個人情報ファイルである健康保険基幹情報ファイルを適切に取り扱うことについて一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

次に（2）です。こちらは事務で取り扱われる健康保険基幹情報ファイルについて特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

最後に（3）です。こちらは先ほどの、前ページの特有の問題に関して記載した内容になっております。特定個人情報の入手に係るリスク対策について具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられるとしております。

最後に、個人情報保護委員会による審査記載事項についてです。こちらは4点記載しております。

まず、最初の○になります。適用、給付及び徴収関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

次の○ですが、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策につきまして、健康保険組合事務基幹システムにおいて保有する特定個人情報が端末等を通じてイ

インターネットへ流出することのないよう、基幹システムをインターネット等に接続する情報系システムから分離すること等が記載されておりますけれども、こちらにつきましても評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があるとしております。

次に、3番目の○です。こちらは健康保険組合事務基幹システムにおいて被保険者等の特定個人情報を取り扱うこととなりますけれども、特定個人情報の取扱いについては厳格な対応が求められますので、健康保険組合事務基幹システムの運用に携わる職員及び運用保守事業者に対して定期的に教育を実施するとともに、システム操作ログの定期的な確認を含めた監査の実施を行うことが重要であるとしております。

最後の○ですけれども、情報漏えい等に対する対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり、確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であるとしております。

私からの説明は以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○阿部委員 この組合特有のリスク対策について適切に精査して対応するというので、総評でも指摘しておりますので、大変結構な結果ではないかと思えます。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

特に御質問、御意見がありませんので、この評価書につきましては承認することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。東京薬業健康保険組合から提出されました全項目評価書を承認することといたします。

事務局におきましては、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○松元総務課長 承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することにいたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に議題3「『特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則(案)』について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 私から資料3-1、資料3-2を使用して説明いたします。

まず、資料3-1を御用意ください。資料3-1になりますけれども、こちらは意見募集結果の公表文になります。こちらの文書は4行目にありますとおり、この意見募集に対



しまして2の個人又は団体から延べ2件の意見が寄せられました。こちらの詳細につきまして説明したいと思います。

まず1つ目でございますけれども、「特定個人情報では、まず『特定個人情報』についての定義がしっかりしておらず、これでは十分な議論が得られません。本気に一般から意見をもらおうとしているのであれば、もう少し議論をしやすい語彙の定義を行ってから、公募するべきです」という御意見でございます。それ以外につきましては特定個人情報に関わりのある内容ではございませんので、省略させていただくという形で別紙の表の欄外に記載させていただくという形で回答したいと考えております。

委員会の回答でございますけれども、用語の定義につきましては、規則案の第1条で番号法において使用する用語の例によると規定してございます。また、特定個人情報とは番号法第2条の第8項で定義されているものでございますので、その旨を回答したいと考えております。

2つ目でございますけれども、「実効的に検査が厳格に行われるように、切に望みます。表面的・内内的な検査で終わってしまうことなく、国民感覚での実行が可能な状態となるようお願いします」ということで、委員会の回答といたしましては「ご趣旨のとおり行政機関等において特定個人情報が適正に取り扱われるよう、委員会が番号法に基づいて、実効性のある検査を行います」という回答にしたいと考えてございます。

ただいま御報告しましたとおり、規則案の内容に関する直接の御意見はございませんでしたが、規則案の制定文に若干の記載誤りがございましたので、修正したいと考えております。

前段の制定文のところでございますけれども、制定する規則名を記載する部分に誤りがございまして、この部分について機械的に修正させていただきたいと思っております。当初は「個人情報保護委員会による定期的な検査」という文言でつながってございましたが「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査」と、その名称に変更させていただきたいと考えております。

以上となりますが、御審議いただきまして議決されましたら、速やかに官報公示手続をとりたいと考えております。本日御議決いただきましたら、6月1日公示の予定となっております。

私からは以上となります。よろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 御意見の中で本当に全く内容が違っているものがあったわけですが、「※その部分については特定個人情報に関わりのある内容ではないため、省略させていただきました」と書いてあります。通常こういった表現で処理しているのが普通なのですかね。これは珍しいケースですか。そうでもないですか。

○其田事務局長 これまではウェブサイトに掲載するのにふさわしくない言葉遣いのものとか、不適切なものは載せないということをしておりました。それについては「関係がないので省略しました」というコメントで。今回は言葉が不適切というわけではなかったのですけれども、余りにも関係がなく長文なものですから記載を省略しました。

○嶋田委員 同じ文言で。

○其田事務局長 はい。

○嶋田委員 分かりました。

今後もしこういうことがあれば、こういう文言で処理するというのが、他の省庁関係でも通常の扱い方なのですね。

○其田事務局長 各省の対応にはバラツキがありますが、全く関係のないコメントは掲載しないというのは普通かと思います。

○嶋田委員 分かりました。ありがとうございました。

○堀部委員長

よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見もありませんので、特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則は原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。

次に議題4「出張の報告(米国)について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料4をご覧ください。

平成28年4月4日から6日にかけて、当委員会の熊澤委員と事務局職員とでアメリカ合衆国ワシントンD.C.で開催されましたグローバルプライバシーサミット2016に参加してまいりました。

同会議は、各国の執行当局、有識者及び事業者が最近の個人情報保護に関する課題の情報を共有することを目的として、年1回開催されております。

今回の会議は約3,500名が参加する大規模な会議でした。そのため幾つものセッションが並行で開催されていたため、各国の執行当局及び有識者が登壇するセッションに参加してまいりました。

EUの拘束的企業準則制度(BCR制度)とCBPRシステム制度との相互運用に関するセッション、EU一般データ保護規則の概要に関するセッション、FTCにおける個人情報保護の取組の沿革に関するセッション等に参加してまいりました。

BCRとCBPR制度との相互運用に関するセッションにおきましては、当委員会が我が国の改正個人情報保護法の内容を紹介しまして、米国商務省からも当委員会の取組への期待が述べられました。

次回は来年4月を予定しております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 単純な質問なのですけれども、参加人数が3,500名ということなのですけれども、国でいくと何か国ぐらいの参加になるのでしょうか。

○事務局 3,500名のうちのほとんどが米国の事業者の参加でして、外国からの参加としますと、主に執行当局でありますイギリス、フランス、EUの当局職員ですとか、コミッショナーですとか、我々ですとか、それほど多くない会議でした。

○宮井委員 米国中心。

○事務局 そうです。

○宮井委員 分かりました。

○堀部委員長 熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 参加させていただきまして、私も2つばかり感想といいますが、感銘を受けた部分がありました。先ほどの宮井委員の質問にもありますけれども、非常に事業者が多くて、トレードショーもありましたが、43社ぐらい出展して、割とトレードショーも大きかったということで、アメリカ全体として官民合わせてプライバシーという一つの 이슈に関して取り組んでいるなということ、事業者は当然商売といいますが、そういったことや自分たちの事業そのもののプライバシーを守ろうという両面があるかと思いますが、連邦政府もその場を利用して積極的に情報を出していくということが感じられるイベントだったなというのが1つ。

もう一つは、我が国の当委員会への期待というものが非常にあるなというのを感じまして、他の国の執行当局、DPAの方々や連邦政府、アメリカの政府の機関の方々あるいは民間の事業者も非常にこの委員会の動向を気にしているということが感じられました。積極的に意見交換や情報交換をしたいというような意気込みを受けてまいりましたので、今後そういった活動というのは非常に有用だなと感じております。

雑感ですが、以上です。

○堀部委員長 事業者側あるいは公的機関がどのように考えているかということを知るためには非常にいい機会でもありますので、今後ともこの会議にも出席していく必要があるかと思っております。

どうぞ。

○阿部委員 アメリカの事業者がこれだけ参加するということになりますと、この会議そのものを他の国で開催することは考えられないですね。

○事務局 様々な地域ごとに開催しているところはあります。

○阿部委員 でも、それは全く別の、このアメリカで開催しているものが他に行くという

のではなくて、それぞれの国が独自に世界中の人たちに集まってもらって会議を開くという形でそれぞれやっている。要するに、これはアメリカ版ということですね。

○事務局 はい。

○熊澤委員 今度シンガポールでもやりますので、アメリカのエコノミーとしては多分、国境を越えて行っていく活動はあると思いますけれども、例えば我が国でそういうことができないかということも今後の検討課題ではないのかなというふうには思います。

○阿部委員 世界中のプライバシー関係の政府等の公的機関の責任者が集まって意見交換をして、開催国の民間の人たちが参加する会議というのは非常に貴重ではないかと思いません。

○堀部委員長 これはむしろ民間が中心ですので、プライバシー・コミッショナー会議と普通言っているものが、むしろ各国の独立データ保護機関の集まりです。これは今年の10月にモロッコのマラケシュで開かれる予定です。

前から言っていますように、海外との交流、国際交流もこの主要事務の一つでもありますし、重要な意味を持っております。本日は米国出張ということで報告していただきました。よろしいでしょうか。

それでは、議題5「その他」です。

1件目は、平成27年度個人情報の保護に関する法律の施行状況の取りまとめにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 平成27年度個人情報の保護に関する法律の施行状況の取りまとめについて説明いたします。

改正前の個人情報の保護に関する法律の第53条に基づいて、消費者庁が毎年、個人情報保護法の施行状況を取りまとめて、当該年度の翌年の夏から秋にかけて公表してきました。法施行後の平成17年度から26年度分までが既に公表されています。

平成28年1月の改正個人情報保護法の一部施行によって、施行状況の取りまとめにつきましては個人情報保護法第69条に基づいて個人情報保護委員会の所管とされたところです。平成27年度分の施行状況の取りまとめと公表については、今年度から委員会が実施することになります。平成27年度の施行状況に関する調査につきましては、「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえて、昨年度とほぼ同様の内容として、9月上旬をめぐりに取りまとめ、その後、公表することとしたいと考えております。

調査の概要につきましては、国の個人情報の保護に関する施行状況と事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況を調査することになります。これらにつきましては、関係する所管団体を持っている各府省と国民生活センター等に調査を依頼することを予定しております。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 国民生活センターということで質問ですが、個人情報に関する苦情処理の状況ということで国民生活センターに報告を依頼ということですが、国民生活センターのほうにはもうお伝えをしていらっしゃるのですか。

○事務局 依頼はしております。

○丹野委員 それで、せっかく我々の委員会がこれをやるということであれば、今までどおりでいいものかどうか。やらなければいけないこともルール化されているのでしょうか。何らかの私どもらしさという配慮は頂きたいと思いますので、工夫をしていただければよろしいかと思えます。

○堀部委員長 個人情報保護法が2005年4月1日に全面施行されてから、当時の個人情報保護法の担当の内閣府におきまして、この施行状況についての調査をしまして、それを毎年公表してきております。その後、消費者庁に個人情報保護法の所管が移り、また今年から個人情報保護法の所管が当委員会に移ってきましたので、今後は当委員会でこれを実施することになりました。

諸外国では、このような調査結果を公表して実態把握を行っています。当委員会においては、年次報告と法律の施行状況調査があり、これらを英訳して海外に発信していく必要があるのですけれども、その辺りは予算の関係等もありますので、事務局と相談して考えていきたいと思えます。

○其田事務局長 我が国の施行状況の報告書そのものは、主務大臣制になっておりますことと関係がありまして、各省それぞれ行っているものを束ねて公表しようという趣旨です。年次報告は委員会の活動報告になりますので、丹野委員御指摘の委員会のオリジナルについては、監督が一元化した段階で、その在り方というのを整理し直す必要があるかと思えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

次に、その他の2件目です。全項目評価書の公表につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 社会保険診療報酬支払基金の医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務全項目評価書につきましては、4月22日に開催されました第6回委員会において御承認いただきまして、併せて全項目評価書の個人情報保護委員会での審査欄への記載事項も決定いただきました。

その後、4月25日に社会保険診療報酬支払基金から当該欄への記載事項を記載した評価書の提出がありまして、事務局にて確認しましたところ、委員会において決定いただいた内容が適切に反映されておりました。

また、この評価書につきましては、4月25日付けで当委員会のマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページに掲載されております。今回の公表をもちまして、医療

保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務について、全項目評価に必要な全ての手続を終了したことになりますので、御報告申し上げます。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

○堀部委員長 次に3件目、議事概要につきまして、栗原企画官から説明をお願いします。

○栗原企画官 資料5をご覧ください。3月15日に開催されました第3回、それから、3月29日に開催されました第4回の委員会の議事概要の案を作成いたしました。

内容を御確認いただきまして、御了承いただければ、ホームページに掲載したいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か御質問、御意見はありますか。

この議事概要につきましては、各委員にあらかじめ確認いただいておりますし、この場でも御意見がありませんので、原案のとおりホームページに掲載することにいたします。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料については、資料1の評価書については承認した後に、資料3-1と資料3-2については、委員会規則の公布の日、6月1日ということですが、それぞれのときに委員会のホームページで公表することといたします。その他の資料につきましては速やかに公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は以上で閉会といたします。ありがとうございます。

今後の予定につきまして、松元総務課長からお願いします。

○松元総務課長 次回は5月26日木曜日の15時から、この会議室で行う予定となっております。

また、本日の資料の取扱いにつきましては、ただいまの御決定のとおり取り扱わせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。